

平成25年第3回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成25年9月24日（火曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補	岡崎基代
議会事務局係長	大塚 享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	伊藤康文	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	
財政課長		市民福祉部次長	杉原功一
市民福祉部次長	三浦洋介	市民福祉部	山本康房
会計管理者	久保 毅	高齢福祉課長	
教育長	永富康文	上下水道事業局	佐々木靖司
代表監査委員	三好輝廣	管理業務課長補佐	
美東総合支所長	倉重郁二	病院事業者	高橋睦夫
		管理	
		消防長	西岡博和
		秋支所	奥田源良
		芳総合長	

教育委員会  
教育委員会  
事務局長  
病院事業  
局管理部長  
経営管理課  
長  
建設経済部  
長  
農林課長

山田悦子  
千々松雅幸  
西田良平

病院事業局  
管理部長  
監査委員  
長  
事務局長  
建設経済部  
長  
建設課長

金子彰  
小田正幸  
末岡竜夫

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 24 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 24 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 24 年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 24 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 7 号 美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 25 年度美祢市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 8 号 土地改良事業の一部を変更することについて
- 日程第 9 議案第 9 号 市道路線の認定について
- 日程第 10 議案第 10 号 市道路線の変更について
- 日程第 11 議案第 11 号 市道路線の廃止について
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 会期延長について
- 日程第 14 報告第 1 号 平成 24 年度の決算に係る健全化判断比率について
- 日程第 15 報告第 2 号 公営企業の平成 24 年度の決算に係る資金不足比率について
- 日程第 16 報告第 3 号 平成 24 年度美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告について
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 24 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 24 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

- 日程第 19 議案第 15 号 平成 24 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 24 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 24 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 24 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 24 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 24 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 25 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 25 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 決算審査特別委員会の設置について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、萬代泰生議員を指名いたします。

日程第2、議案第2号から日程第11、議案第11号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 議長にちょっとお願いなんです、さきの本会議で私が発言しましたことで、1点、訂正がありますから、発言をお許し願いたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 許可いたします。

○17番（竹岡昌治君） それでは、議長からお許しいただきましたので、先日の本会議初日に、昨年4月22日執行の美祢市議会議員の一般選挙における当選人、いわゆる私のことなんです、当選無効の申し立ての裁判結果を報告させていただきました。

そのことに関しまして、原告、坪井康男議員は、名指しにして批判をいただいたがと、こういう発言でございました。その事実を指摘して意見とすると、こう言われましたが、私は決して批判をしたのではございません。事実を報告したつもりでございましたが、原稿には、全員協議会の要点筆記というふうに書いておったのですが、読み違えまして、全員協議会の議事録というふうに申し上げました。このことにつきましては、訂正をさせていただきたいと思います。いわゆる全員協議会の議事録というんじゃなくて、要点筆記というふうに訂正をさせていただきます。

次に、せっかくですから、原告の坪井議員は最高裁では審議してないと、判決ではなく決定であります、こういうふうに言われました。まさにそのとおりではござ

いますが、従って判決理由がない、とんでもない錯誤である、るる言われたことは錯誤である、事実と反していることを、議会で堂々と言われるのは感覚がよくわからないと、こう発言されております。私も、当日、るる申し上げました。これが、るる言われたことが錯誤であるということになりますと、間違いということになるわけでありませぬ。そこで、私としては、間違いではなく、言葉は足らなかったということで、もう少し御説明させていただきますが、広島高等裁判所の告訴から報告をしたいと思ひます。それまでは、もう、皆さん御存知だろうと思ひます。

原告、坪井康男議員は審査申し立てに対する判決が広島高等裁判所第3部、平成24年の12月7日に、口頭弁論を終結して、12日に判決があったわけでありませぬ。内容は、先日申し上げましたとおりでございませぬ。この判決を、原告、坪井康男議員は全部不服として、民事訴訟法318条に基づき、最高裁判所に上告受理の申し立てを、平成24年、昨年12月20日に提出されました。私のところには、最高裁判所から、平成25年の3月25日、春でございませぬが、記録到着通知書が届きました。内容は、現裁判所から、いろんな下記事件記録の送付を受けましたと、こう書いてありませぬ。今後は、当裁判所で審議することになりましたのでお知らせしますと。

以下は省略いたしますが、さらに25年の7月4日、最高裁から公文書として、公職選挙法関係事件の確定について通知並びに調書によりませぬと、事件の表示等は、これは役所のあれでございませぬからいいんですが、その中に、私が申し上げましたのは、原裁判の判決、いわゆる原判決は広島高裁でございませぬ。それもちょっと誤解があったかと思ひます。最高裁判所とは言わなかつたつもりなんですが、そう、とられましたんで、原判決の広島高等裁判所の判決が、坪井議員がおっしゃったように小法廷、大法廷の話もされましたが、小法廷は5人の裁判官、さすがです。名前はいちいち申し上げる必要はございませぬが、公文書として、5名の方の裁判官がこれに携わつて、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定すると。ここで、本件を上告審としては受理しないという決定をしたということで、原判決が効力を発した。つまり、先日申し読み上げたとおりでございませぬ。

この判決によりまして、私は、先日、読み上げたとおりでございませぬが、このことを、この議場において、あるいは、私を支持していただいた市民の皆さんに対して、謹んで真実の報告を申し上げたいと、このように思つております。ただ、事実

誤認並びに門前払いという発言が、多くの皆様から私に対しまして、あんな嘘の報告をしたんかと、こういうふうに入ってまいりました。

先ほど申し上げたように、るる言われたことは誤認だと、こういう発言がそのことだろうと、私は推測いたしました。私は決して言葉は足らんかったかも知れませんが、間違っただことは申し上げていない、本質的に間違っただことは申し上げていないというふうにご答弁申し上げます。

最近、テレビでひらぎわなおきじゃないんですが、やられたら倍返し、このような風潮が、笑われた方もいらっしゃるんですけど、テレビ終わりましたよね。最後は100倍返しという話だった。こんな風潮が、テレビじゃなくって、今、世の中でたくさん起きています。こういうことが、私は二度と起きないように、先日も冤罪事件のようなものが起きないようにというお話を申し上げます。議長は、そのときに政治倫理をきちんとやっていただきたいと申し上げまして、近々やりたいと、こうおっしゃったんですね。しかしながら、この議会中は、いよいよきょうが最終日でございますが、追加の議案が出るかもしれませんが、結局、会派代表者会議でも、何もなかったように伺っております。

ぜひ、美祢市議会の倫理条例の再検討を強く要望し、先日の一部訂正を含めた報告を申し上げたいと、このように思います。

時間をとっていただきまして、ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） 今、お話がございましたように、政治倫理条例につきましては当然のことですので、近いうちに会派代表者会議で諮りながら進めてまいりたいと思っております。

なお、今、テレビのドラマの話がされましたけども、あれ半沢直樹ですので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、進めさせていただきます。本件に関し、常任委員長のご報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） おはようございます。ただいまより、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件について、9月6日午前9時30分より、議案第9号、10号及び11号にかかわる現地

審査を行い、10時30分より、委員会室において、村田市長初め、執行部17名の方々、オブザーバーの秋山議長と委員全員出席のもとで、机上審査を行いましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第7号美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

執行部より、さきに公布された地方税法の一部を改正する法律により、地方税法の延滞金等の割合の特例の見直しが行われ、6月定例会において、美祢市税条例も同様に改正が行われました。介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても、同様に関係条例を改正するものですとの詳細説明がありました。詳細内容については割愛させていただきます。

質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号土地改良事業の一部を変更することについてを御報告申し上げます。

執行部より、これは於福町下萩原の石宗ため池の改修工事について、当初の事業費5,400万円を4,200万円に減額するもので、工法変更によるものですとの説明がありました。

委員より、ため池改修工事は前回は減額があったが、どのような理由か、さらに、ため池改修整備計画の進捗状況はどのようになっているかとの問いに対して、執行部より、ため池改修の現場の状況により、調査段階でボーリング調査等々、実際に現地に入ってみないとわからない場合もあります。差異が生じ、工事費の変更になることもあり、減額や増額の場合もあります。さらに、市内にはため池が678カ所あり、そのうち危険ため池は15カ所、県に報告しています。危険ため池解消のため、県営中山間総合整備事業等を順次行いたいと思っておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、危険ため池の判断基準は何か、また、工事費の補助率はどうかとの質問に対し、執行部より、判断基準はため池の下流に公共施設、あるいは人家があるかどうかというのが、一つの判断基準となります。さらに、老朽化や漏水等も判断材料になります。負担割合は、国が50%、県が35%、市が13%、地元負担が2%ですとの答弁がありました。

そのほかには、本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号市道路線の認定について、議案第10号市道路線の変更について、議案第11号市道路線の廃止についてを御報告申し上げます。

これら三つの議案は関連がありますので、執行部より一括して説明がありました。執行部より、議案第9号から11号の3件は西厚保町原地区における県道下関美祢線改良工事に関連して、市道の認定、変更、廃止をするものです。

議案第9号は、改良工事により、旧県道が市道に降格されるため、市道原深土線として認定するものです。

議案第10号は、改良工事により、接続地点が変わる市道の起点終点をそれぞれ変更するものです。

議案第11号は、議案第10号の変更による重複する市道深土線を廃止するものと、地図を示して詳しく説明がありました。

委員より、廃止される深土古鳥帽子線、約250メートルはどのような扱いになるのかとの問いに対して、執行部より、その部分は市道台帳からなくなり、市道としての管理もなくなりますが、下地は美祢市の土地であり、市として管理しなければなりませんとの答弁がありました。

さらに、委員より、変更市道や廃止市道へ、車が間違っに入ったら出られなくなる可能性があるのではないかと問いに対して、執行部より、バリケード等置いて、車両は入られないよう対応しておりますとの答弁がありました。

委員より、県道から格下げされるに当たり、舗装やガードレール等傷んでいる箇所を補修整備について、山口県との話し合いはどうなっているかと問いに対して、執行部より、この県道工事の計画当初、市と県で協定書を締結しており、開通に当たり、担当者同士で十分確認を行っておりますとの答弁がありました。

委員より、臨時バス停が大変便利がよいので、地域の住民が喜んでおられるが、その箇所を続けてはどうかとの問いに対して、執行部より、運行しているサンデンバスと協議を行っておりますとの答弁がありました。

このほかには、本3案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、本会議において、本委員会に付託されました議案5件についての報告を



終わります。

次に、その他の項目での審査の内容について、御報告を申し上げます。

委員より、別府小学校体育館のステージの上の天井板落下についての対応はどうかとの質問に対して、執行部より、老朽化も進み、雨漏りも広範囲で発生しており、応急処置で対応してまいりましたが、今後の方針につきましては、耐震化とも併せてしっかり検討していきますので、少し時間をいただければと思っております。今回の天井板落下は、今月中には対応しますとの答弁がありました。

委員より、淳美小学校の給食統合について、進捗状況についてお伺いしたいとの質問に対して、執行部より、昨年末に保護者から要望のあった淳美小学校給食調理場移行準備協議会を設置し、3回の協議を重ねてきており、平成26年4月から秋吉調理場から、給食の配送に向けて準備を進めています。秋吉調理場の改修、淳美小学校の改修も来年4月に向けて、着々と準備を進めていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、地域の方々からいろいろ意見が聞かれるが、説明不足ではないかとの質問に対して、執行部より、協議会の中には、PTA会長、PTA副会長、給食を豊かにする会の会長もおられ、意見は十分聞いております。協議会の中では、給食が冷たくなるのではないかと、調理員の姿が見えない、他校のランチルームを見学したい等々要望が多くありましたが、きちんと対応していますとの答弁がありました。さらに、委員より、地域の意見、要望等を出尽くして、事業に反映されるよう期待したいとの要望がありました。

委員より、長門市では給食統廃合にして、1カ所にまとめ、地域の方々に納得してもらっているようですが、美祢市の場合はチラシの配布等納得できる情報提供はやられたかとの質問に対して、執行部より、地域の皆様、保護者の皆様等々、何回も説明会を開催しております。美祢市においてはどこの給食調理場でも、安心でおいしい給食をつくっておりますとの答弁がありました。

委員より、市道七田祖母ヶ河内線の拡張工事、厚狭川の護岸嵩上げ工事等の日程、計画について聞かしてほしいとの質問に対して、執行部より、七田地区は平成22年の大災害で厚狭川の氾濫により孤立した経緯があり、12月までに七田祖母ヶ河内線の工事を完了し、工事車両の進入が可能になったところで、26年1月からの3カ月間に厚狭川護岸整備工事を終了する予定です。奥の七田線についても、

来年度予算で100メートル改良工事を行って終了する予定でしたとの答弁がありました。

その他の項目が終了後、執行部より、平成25年10月から運用開始される下関市美祢市消防指令業務共同運用についての詳しい説明がありました。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務企業委員長（河本芳久君） それでは、ただいまより、総務企業委員会報告を行います。

本議会で、総務企業委員会に付託されました議案4件につきまして、9月9日午前9時30分から委員全員出席のもと審査いたしましたので、その概要について御報告いたします。

最初に、議案第2号平成24年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、まず、執行部より説明を受け、その後、質疑を行いました。

執行部から、平成24年度美祢市水道事業決算報告書をもとに、水道事業と簡易水道事業の収益的収入及び支出、また続きまして事業報告等がなされ、最後に企業債償還金については、24年度に2億4,808万6,065円を償還しており、平成20年度をピークに、それ以降は減少傾向にあるとの説明もありました。

次に、執行部の説明に対し、委員より、美東、秋芳の水道水の硬度が高いということで、水道水をよくする会が平成23年6月17日に、美祢市長に署名簿と要望書を持ってお会いした。その際、平成25年度には水道料金を一本化すると言われました。また、水道水の硬度低減化についても、25年度までには何とかすると約束されましたが、この決算書にそういったことはどこにあらわれているのか、こう

いう質問がございました。これに対して、市長より、美東、秋芳の水道水の軟水化について要望に來られました。その際、軟水化には多くの経費がかかること、水道料金の統一にも大きく影響してくることを御理解賜りたいと申し上げたことを記憶しております。また、今回は明確な年度まで述べられましたが、恐らくそのようなことは言っていないと思います。軟水化については、地元の要望が大きいので、努力させていただき、できるだけ早い時期にやっていきたいと思っています。水道料金にも大きく影響するので、これと併せてシミュレーションというお話をしたと思いますとの答弁がありました。

その他、執行部より、これらの件について、事業名として決算書に記載していませんが、24年度には実務的には料金統一の作業を進めています。硬度低減化装置については、25年度の当初予算に調査委託料を計上していることは、当初予算説明時に説明してありますとの答弁がございました。

その他、質疑や意見はなく、全員異議なしで、議案第2号は原案どおり認定されました。

続いて、議案第3号平成24年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題とし、執行部に説明を求めました。

執行部より、最初に病院事業、介護老人保健施設事業及び訪問看護事業の収益と支出について説明があり、続いて、病院事業等の施設ごとの経営状況について説明がなされました。

委員より、二つの病院の入院患者数は前年度比2,969人の減で、外来患者数は前年度より9,205人の減となっている。また平成20年度と比べましても、この5年間で、外来患者が2万3,088人減となっている。このうち美東病院では1万8,152人の減、このあたりの理由について、どのように分析されているかの質問がありました。執行部より、患者の減少についてはあらゆる方面から分析していますが、今、お答えできる部分としては、まず診療日数の減少、もしくは非常勤講師に変更した診療科目がありますので、このあたりで減少しているとの認識があります。総合的には、医師の慢性的な不足も影響していると認識しています。医師の確保については、関係機関に強く働きかけていますとの答弁がありました。

他の委員から、医師の確保の問題だけではなく、接遇の問題だとか、病院内の明るさといったことで、市民からの声を聞きますが、病院の環境について、どのよう

に評価されているかとの質問がありました。これに対し、両病院においては接遇研修を実施しており、美祢市立病院では患者満足度調査を毎年実施しています。これによると、比較的高い評価をいただいております。病院の明るさについても問題があるように受けとめてはおりませんが、いずれにしてもこのような声があるということは受けとめさせていただき、今後内部で、そのようなことがないよう調整させていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

さらに他の委員より、職員の給与等の処遇改善、働きやすい環境づくりについて、どう考えているかとの質問がありました。執行部より、給与等の処遇改善については、他団体との比較も斟酌しながら検討していきたいとの答弁がありました。

その他、質疑や意見はなく、全員異議なしで、議案第3号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第4号平成24年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分についてと、議案第5号平成24年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、いずれも関連がありますので、一括して執行部から説明を求めました。

まず、最初に、平成24年度美祢市公共下水道事業決算報告書に基づき、収益的収入及び支出事業等について説明がありました。また、議案第4号の剰余金の処分については資本金、資本剰余金は処分せずに、未処分利益剰余金の中から減債積立金として1,000万円を積み立て、建設改良積立金に2,000万円積み立てることとし、3,137万329円を繰越利益剰余金として繰り越しますとの説明がありました。

委員より、下水道の普及率はどの程度進んでいるのかと質問がありました。執行部より、平成24年度の水洗化人口は8,538人、水洗化された戸数は3,491戸、また普及率については、水洗化された戸数を区域内の戸数で割ったもので、これが86.7%、水洗化できる区域については、年々拡張しているとの答弁がありました。

このほか、質疑や意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案どおり可決されました。

本委員会に付託されました議案4件についての審査は全て終了いたしました。

その他として、委員から、美祢市社会復帰センターの職員の方が、地域ボランティアとして月1回清掃活動を行っている。現在、市道の草刈りについては、

100メートル当たり1,000円の補助金が出ているが、同センター周辺の管理道等、市道ではない市有地の草刈り等の環境整備についても支援策はないかとの地元の声がある。これに対する市の考えを聞かせていただきたいとの質問がありました。市長より、美祢社会復帰促進センターの職員の方が、地域共生を目指してやられることなので、支援できる手だてを、今後十分検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員より、水道料金の統一及び秋芳、美東の水道水の硬度低減化については以前から問題だが、25年度予算で軟水化の調査等委託料が生まれ、軟水化装置設置の話が進むと思っていた。しかし、このたび、秋芳地区住民から硬度低減化に伴う水源地調査に関する要望書が市長に提出され、納得するまで調査すると言われますが、これらの件について執行部の考えを伺いたいとの質問がありました。

市長より、水道料金については合併のとき一市二町で非常に格差があり、合併時に統合することは非常に難しかったので、合併後、議論を深めて統合するといった経緯がありました。合併後に、特別会計で行っていた美東、秋芳の簡易水道の資産を管理、整理し、企業会計に統合しました。また、秋芳、美東の市民の要望のある水道水の硬度低減化、すなわち料金を統一するには、同じレベルの水を供給することで市民の理解が得られると考え、軟水化に係る調査設計の今年度経費を上げております。ところが、このたび秋芳地域の方々から、秋芳地域には硬度の低い水があるので、これを混ぜて、ブレンド方式で硬度低減化を図ってほしいという要望書が提出されました。住民の強い要望があるので、ペレット方式とブレンド方式のどの方式が経費面で安くできるか等について検討し、また、水源調査も実施し、早い時期にどちらがよいかを決めていきたい。水道水の軟水化については、必ずやるという気持ちで走っております。28年の終わりか、29年度にできればと思っているとの答弁がありました。

さらに委員より、硬度低減化装置を通して供給されている水道水の安全性についてどうかとの質問がありました。美祢市上水道はペレット方式で、平成8年4月より導入しており、数カ月の試験運転のデータをとって認可を受け、供給しております。安全性には自信を持っているとの執行部からの答弁がございました。

他の委員より、硬度低減化の要望は23年度に出されているが、何か後回しというか先送りというか、そういった感じがするがという質問がありました。これに対

して、市長より、軟水化を延ばしているようなニュアンスで言われましたが、そんなことはなく、一生懸命努力しています。水道水を軟水化すること、水道料金を統合することは、簡単ではなく難しいということを御理解いただきたいと思います。意図的におくらせているということは全くありませんとの答弁がございました。

以上で、本委員会における審査は全て終了しましたが、議会の閉会後も、審議必要な案件があれば、議長の許可を得て、本委員会を開くことを申し添えておきます。

以上で、総務企業委員会の報告を終わらせていただきます。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、美祢市の水道事業会計決算の、この委員会で行われた審議について、質問2点していきたいと思います。

まず、最初に、水道料金の統一につきましては、作業を進めるということでありまして、それで今後、軟水化装置等検討されて、いつごろできるか、ちょっとわかりませんが、それについて、まず、今の公営企業会計で、それをベースとして水道料金、旧美祢市、美東、そして秋芳町、これで統一を、まず、していくのか、そしていずれ、この軟水化装置等が使われるかどうかわかりませんが、ついた際には水道料金のイニシャルランニング、設備投資、コスト等入れて、そしてそれをさらにプラスアルファして、また、水道料金が決定されるのかどうか、その辺についてのお尋ねと、今後、水道料金の決定につきましては、そういった審議会、行政を中心に5年程度をめどに決定するというのもうたわれておりますけれども、今後そういった審議会等を設けて料金の決定を行うかどうか、そういったところのものが出たかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員、議案に対する質疑ですから、これは、軟水化については議案ではございませんので。

○6番（岡山 隆君） 軟水化じゃなくて、その前の料金統一に関しまして、今回、そういった方向でやるということでありましたので、今後、料金の統一はまず、今現在、軟水化をしない、そういったベースで行っていくか、そういったことがあったかどうか、その辺について、お尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 河本委員長。

○総務企業委員長（河本芳久君） 先ほど、報告いたしましたように、水道料金の統

一と軟水化については、同時に並行してこれから検討させていただきたい、こういうのが委員会における執行部の答弁であったかと、私のこの、今の記憶には。だから、どちらを先にとというふうな形では審議しておりません。

○6番（岡山 隆君） そうしたらまた、今後、その辺も併せて、しっかりと検討していくということで、理解していいということですね。

○議長（秋山哲朗君） 委員会ですから……。

○6番（岡山 隆君） 執行部が決めていくことであるけれども、議会側として、その辺を、何といいますか、そういった方向をしっかりと見ていくということでもいいということですね。

○総務企業委員長（河本芳久君） この件については、委員会では言及しておりません。

○議長（秋山哲朗君） 委員長報告ですから、委員会でやられたことの報告についての質疑でおさめていただきたいと思います。

よろしいですか。

○6番（岡山 隆君） はい。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） それでは、ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、さきの本会議において、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして、去る9月12日、午前9時30分より委員全員出席のもと、審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

平成25年度美祢市一般会計補正予算（第4号）について、執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,280万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億9,172万2,000円とするものですとの説明がありました。

本議案について質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案

のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員会の委員長報告を終わります。なお、本委員会は閉会中といえども、本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） ただいまの予算委員長の御報告の中には入っておりませんが、私は、去る9月12日の予算委員会におけるその他の事項で、美祢農林開発に関して、二つの情報を開示していただきたいと、執行部にそのように要望いたしました。

すなわち、1点目が平成21年度から3年間にわたり、国から美祢農林開発に支給された年平均約750万円の緊急雇用対策補助金が、美祢農林開発の損益計算書の営業外収益欄に計上されておりますが、これは不適切な会計処理との疑いを私は持ちますので、もし、農林開発に税理士さんが入っておられるのであるならば、そのような会計処理が適正か否かについて、税理士さんの見解書を議会宛てに出していただきたい、これが1点目の要望です。

2点目の要望は、平成21年度から毎年継続して美祢市から支給されている竹財資源活用事業運営補助金が、目的外に流用されているのではないかとの疑念がありますので、美祢農林開発の指定管理業務と、その他の業務にわけた部門別収支を議会宛てに提出してほしい。

この2点について要望いたしました。市長は美祢農林開発の大株主の立場であり、また、施設の設置者たる立場ということで、美祢農林開発に関与されており、全ての情報を知り得る立場にあります。

また、いずれの情報も、格別の調査の要することのない、単純な事実問題でありますから、委員長のほうから、市長あるいは執行部に、要望した事柄について、お答えをしていただけるかどうか確認をしていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 高木委員長。

○予算委員長（高木法生君） 先ほど、坪井委員からの発言でございますけれども、執行部から、そのような2件については、まだお受けしておりませんので、そうい



った依頼は申し述べられません。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私の要望に対して、まだ委員長のもとには回答が届いていないということではありますが、いずれ届くんでありましょか。それとも、このまま何もないんでしょか。お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） これ、委員会じゃございませんので、そういったことにつきましては、坪井議員も委員会の委員ですから、その場でやっていただきたいと思ひます。あくまでも委員長報告に対する質疑ですから、そこをお間違えないようにしていただきたいと思ひます。坪井議員。

○3番（坪井康男君） あくまでも、委員長報告に対して、質疑を行っているわけです。ほかの委員会でも、その他の関連事項で、あれだけたくさん質疑応答があったじゃないですか。何で、私の要望だけ、無視されるんですかということ、そういうことをされれば、余りにも不公平な議会運営と違ひますか。

お答えください。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。あなたも、今、言った、予算委員会の委員であるということはおわかりですよ。あくまでも、委員会でやられることではないんですかということをおは今、言っています。

○3番（坪井康男君） わかります。それじゃ言ひます。高木委員長の委員長報告に取り上げていただひていないから、どうなりましたかという質問をしておるんですよ。おかしいですか。

ほかの委員会では、随分とその他の事項でおっしゃったことが、いっぱい……。

○議長（秋山哲朗君） 今、あの、岡山議員が発言されたのは、委員会に所属しておられないからですよ。

○3番（坪井康男君） 委員会に所属していても、私の要望が委員長報告にないからお尋ねしておるんですよ。

○議長（秋山哲朗君） だから、委員会でやるようなことじゃないんですかということ、私、言っているんです。

○3番（坪井康男君） どうしてですか。じゃあ、委員会で……。

○議長（秋山哲朗君） 委員会の中で、あくまでもそういったことは、……。

○3番（坪井康男君） 委員会で、じゃあ、お答えなるとも、ならんともおっしゃってないじゃないですか。その他で要望したことについて。高木委員長、なぜ、あなた、議長のほう見られるんですか。

○予算委員長（高木法生君） いやいや、手を上げようと思って。

○3番（坪井康男君） おかしい、きちんとお答えください。不公平です。

○議長（秋山哲朗君） 高木委員長。

○予算委員長（高木法生君） その委員会にですね、坪井議員から御発言ございましたけれども、要望として、私は捉えたものですから、この委員長報告では報告しておりません。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） ですから、要望として、執行部にお伝えいただいたんですか、いただいてないんですか。そして、いただいたんならば、執行部から後ほど答えるからという報告をいただいているのか、それともこの案件は無視という報告だったかお聞きしているんですよ。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと、暫時、休憩しましょう。

午前10時55分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。高木委員長。

○予算委員長（高木法生君） 先ほどの、坪井議員の件でございますけど、しっかり受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 委員長にお願いですが、せめて、委員長報告の中にそういう要望があったということを加えていただけませんか。それを加えていただければ、私はこの問題は、もうやめます。ぜひお願いいたします。

あなたは、事前に、確かに私に、委員長報告に入れなくてもいいかと言われるから、私はあえてと言われるんなら、それは委員長の御判断ですからと、もって、あと、質問できると思っていたんですよ。だけど、はなからもう握り潰すという、そういう感じに私は受けとめましたから申し上げたんです。せめて、ほかのところは全部、要望も何も入れてありますよ、委員長報告。ぜひ、お願いします。それだけ

をお答えください。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。（発言する者あり）

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、教育民生建設観光委員長、総務企業委員長、予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。地域産業活性化対策特別委員長。

〔地域産業活性化対策特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

○地域産業活性化対策特別委員長（西岡 晃君） それでは、ただいまより、地域産業活性化対策特別委員会の委員長報告をいたします。

去る8月8日、議会閉会中でありましたが、委員1名欠席のもと、地域産業活性化対策特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

執行部のほうで進められております、美祢市六次産業化基本計画にあります美祢ブランド（仮称）の認定への流れの説明を受け、美祢市六次産業化推進協議会を8月12日に、第1回目の会議を予定し、今後のスケジュールを協議し、また、協議会の下部組織になる美祢ブランドの審査会を設置し、審査員を指名し、その中で、認定基準、認定案をまとめていただき、審査会での候補を市長へ報告し、最終的に市長が認定をする、この流れにおいて、美祢ブランド認定物が決定されるという流れになりますとの説明を受け、議会の美祢ブランド認定に対する意見を、この特別委員会で集約していきたい旨を委員に諮り、了承いただき、各委員より美祢ブランド認定に関するさまざまな意見をいただき、次回までに、特別委員会所属の委員以外の議員さんにも意見を求め、まとめることといたしました。

次に、9月13日に開かれた地域産業特別委員会の報告をいたします。

8月8日に行われた特別委員会での意見、また他の議員さんから出された意見を

まとめ、当初の設置目的でもある六次産業の推進をしていく手段としての美祢ブランドへの意見集約をしたので、議長へ次の内容を提出したい旨の報告をし、了承いただきました。内容といたしまして、美祢ブランド認定に係る件、首記の件、去る8月8日に地域産業活性化対策特別委員会を開催し意見集約をしたので、その内容（箇条書き）を下記に報告するので、御精査願ひ、執行部が今後開催されます審議会へ反映されるよう取り計らい願ひます。

1、美祢地域ブランド認定の基準について。（1）加工品に含まれる果実、野菜はおおむね美祢市産であること、（2）梨、ブドウなどの果実は一定基準以上の糖度があるもの、（3）野菜類は、生産方法や品質において同種のものとは明確な違いがあるもの、（4）飲食店で使用される食材は、美祢市産品がおおむね使用されているもの、（5）販売元が美祢市内の個人・企業であること、（6）既に認知されている物産品も認定の対象に入れること、（7）他の産品や商品と差別化できること、（8）農産物はトレーサビリティを徹底されたものであること、（9）各種イベントやコンテスト等で優秀な成績をおさめた商品、物産品も対象とすること。

大きい2番といたしまして、美祢地域ブランド認定後の特典について。（1）観光パンフレットやガイドブック等へ掲載すること、（2）台湾等に商品を輸出する際の協力支援などの特典をつけること、（3）ブランド認定のロゴ入りステッカーやロゴ入り看板による宣伝を許可すること。

大きい3番といたしまして、ブランド認定の選考委員の人選について。（1）料理人、料理評論家、マスコミなど多方面の人材を登用すること、（2）市内、県内、県外を問わず公募により人材を登用すること。

4、その他といたしまして、（1）美祢市のイメージを高めることに主眼を置く、（2）対象産品、商品に対する消費者ニーズの高さなども考慮すること、（3）既存産品や商品の掘り起こしにも力を入れること、（4）生産者、企業の所得向上を得られる仕組みを確立すること。

以上の意見を集約いたしましたので、報告し、議長のほうに提出いたします。

また、地域産業特別委員会の設置目的の大きな事項である、地域循環型産業に関する事項ですが、当委員会で竹の廃材等を活用したバイオエタノール事業の勉強会を重ねましたが、現在のところ、全国で実用プラントの準備が進んでいるのが2カ所であり、現時点ではコストパフォーマンスを含め、美祢市で実際にできるか検証

が難しいため、この件につきましては、今後、何らかの動きがあるまでは一旦保留し、経過を見守ることといたしました。

なお、これまでの委員会での審議事項をまとめ、議長に報告し、地域産業活性化対策特別委員会を終結したいと思います。

以上で、地域産業活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔地域産業活性化対策特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 地域産業活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、地域産業活性化対策特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

なお、これをもって、地域産業活性化対策特別委員会の審査を終了いたします。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第2号平成24年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） 秋芳、美東の市民は、早期の水道の軟水化と料金の統一を願っています。これについて、市長の御意見や市の見解を、るる説明、総務企業委員会でありました。ありましたが、全員がMYTを見ているわけではありません。市の広報とかで、お知らせをお願いしたいと思います。

それから、北部の名水が各家庭に給水されるのではないかと、かすかなうれしい期待を持っていますが、その半面不安もあります。秋芳北部の水が調査の結果、水量が足りないとか、ほかの問題とかが発生して、水利権とかはないと聞きましたけど、そういった問題が発生して振り出しに戻って、軟水化がおくれたということになるのではないかと、そんな不安もあるのですが、そういうこともないようお願いをしたいと思います。

二つの意見を述べさせていただきます。

反対の意見ではありません。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第3号平成24年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第4号平成24年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号平成24年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第7号美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号土地改良事業の一部を変更することについてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号市道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま、決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よってその後の事情により、変更が生じた場合は、変更の決定について、議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

なお、議員の皆さんは、午後1時から、会派代表者会議を開催いたしますので、お集まりいただきますようお願いいたします。

また、終了後、議会運営委員会の開催をお願いいたしますとともに、その後、議員全員協議会を開催いたします。

午前11時47分休憩

.....

午後 3時15分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま、机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、議案付託表、会議予定表（その2）、以上3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第13から日程第27までを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第13から日程第27までを日程に追加することに決しました。

日程第13、会期延長についてを議題といたしたいと思ひます。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10月1日までの7日間延長いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、7日間延長することに決しました。

日程第14、報告第1号から、日程第26、議案第22号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成25年第3回美祢市議会定例会に追加提出いたしました報告3件、議案10件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、平成24年度の決算に係る健全化判断比率についてであります。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づき算定をいたしました健全化判断比率を監査委員の意見書を付して行うものであります。

それでは、それぞれの指標について御説明をいたします。

まず、実質赤字比率についてであります。一般会計等を対象とした実質赤字の地方公共団体の標準的な一般財源の規模をあらわす標準財政規模に対する比率であります。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計の実質赤字額及び企業会計の資金不足額を合計した額が、先ほどと同様の標準財政規模に対する比率であります。以上の両指標とも黒字を計上いたし、赤字比率は生じていないという状況でございます。

続きまして、実質公債費比率についてであります。これは、一般会計等が負担する借入金の元利償還金である公債費や他会計繰出金のうち償還金に充てたものなど、公債費に準じた経費の及ぼす財政負担の比率であり、対前年度比で、0.7ポイント減の15.5%となり、早期健全化基準値である25%を下回っているところであります。なお、この比率が高い場合は地方公共団体における資金繰りが悪化をしていることを示すものであります。

最後に、将来負担比率であります。この指標は本市の全ての会計を含んでおり、比率が高い場合は、将来へ負担を転嫁をする比重が大きくなり、今後の財政運営が圧迫される可能性があるという比率であります。この指標には、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額の比率であり、平成24年度については土地開発公社の解散に伴う三セク債借り入れの影響により、対前年度比14.3ポイント増の129%となりましたが、早期健全化基準値である350%を大幅に下回っております。

以上、いずれの指標も早期健全化基準値を下回ったところがございますが、今後とも、これらの指標の動向に留意をいたしながら、健全財政の維持に努めてまいり所存であります。

報告第2号は、公営企業の平成24年度の決算に係る資金不足比率についてであります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく財政指標で、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をあらわすものであります。

それでは、平成24年度の決算に基づきまして、会計ごとに御説明をいたします。

美祢市水道事業会計、美祢市病院等事業会計、美祢市公共下水道事業会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計事業におきましては、資金不足は生じておりませんが、美祢市観光事業特別会計におきましては、資金不足比率が60.5%となりまして、前年度より32.7ポイント数値が改善をされたものの、経営健全化基準値の20%を上回っておるところであります。この比率が高いほど料金収入で資金不足を解消することが困難で、経営状況が深刻化していると言えるものであります。

なお、観光事業特別会計の健全化につきましては、平成22年3月議会で御承認をいただきました観光事業特別会計に係る経営健全化計画に基づき、早期の改善に向けて鋭意取り組んでおり、着実にその成果を上げているところであります。

以上、それぞれの会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し、報告するものであります。

報告第3号は、美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告についてであります。観光事業特別会計においては、旧市町の合併時、これは平成19年度決算ですが、この累積赤字が15億6,161万円生じていたことから、合併初年度から大幅な組織体制の見直しを図った結果、平成20年度決算において約1億8,800万円の単年度黒字となったものの、累積赤字が13億7,368万4,000円、資金不足比率が169.5%となりまして、経営健全化基準値である20%以上ということで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条の規定に基づき、個別外部監査を受け、その監査報告書に基づく経営健全化計画を策定をいたし、議会にも御承認をいただいているところであります。

この経営健全化計画の平成24年度の実施概要についてであります。資金不足解消実績額は、当初計画を389万8,000円上回る2億4,918万2,000円となり、その結果、資金不足額4億3,716万6,000円、資金不足比率は当初計画より11ポイント高い60.5%であるものの、着実に減少をしております。

これは、3洞合わせての入洞者数が約63万400人と、対前年比98.5%と下回ったものの、歳出面において、投資的経費を抑え節減したことによるものであります。今年度におきましては、夏休み後半の土日が全て悪天候に見舞われる等、現在、厳しい状況で推移をしておりますが、東アジアを中心とした観光客数は着実に成果を上げておりまして、山口市とのパートナー協定による事業も10月からスタートする等、引き続き積極的な集客を図りつつ、経営健全化計画の実践に努め、資金不足額の着実な解消を図りたいというふうに考えております。

ここに、その実施状況について、関係書類を付し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第6条第1項の規定に基づき報告するものであります。

議案第13号から議案第20号を御説明をいたします。

議案第13号は、平成24年度美祢市一般会計決算、議案第14号は、平成24年度美祢市国民保険事業特別会計決算、議案第15号は、平成24年度美祢市

観光事業特別会計決算、議案第16号は、平成24年度美祢市環境衛生事業特別会計決算、議案第17号は、平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算、議案第18号は、平成24年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算、議案第19号は、平成24年度美祢市介護保険事業特別会計決算、議案第20号は、平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算でありまして、それぞれの会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

なお、別に監査委員の意見書と主要施策成果報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第21号は、平成25年度美祢市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

このたびの補正は、8月末の秋雨前線豪雨により被災をした農業用施設や土木施設の災害復旧事業等、緊急を要する経費について補正をするものであります。ここで提案説明の場をお借りをいたしまして、若干、災害に関するお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、本年7月末の豪雨に続き、8月末から9月上旬の豪雨、さらには先週、日本各地に大きな被害をもたらした台風18号によりまして、犠牲になられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に対し、深くお見舞いを申し上げますところでございます。

本美祢市では、下関地方気象台が発表いたします大雨や洪水などの気象に関する特別警報、それから警報、注意報の情報に即して、総務課防災危機管理室のほか関係部署の職員が昼夜を問わず、24時間体制で配備につきまして、職員が一丸となって、市民の皆様の生命、財産の安全安心の確保に努めているところであります。

しかしながら、近年は皆様御存知のとおり、いわゆるゲリラ豪雨など、これまで経験したことのないような大雨による甚大な被害が、全国各地で頻繁に起きております。美祢市におきましても、平成22年度に厚保地区を中心に起きた災害は、皆様の記憶に新しいところと存じますが、またいつ何時、同様もしくはそれ以上の災害が美祢市を襲うかもわからない気象状況であります。その際、被害を最小限にとどめるためには、自助、共助、公助が重要であると言われております。

この中で、最も大切なことは自助であり、みずからの命は自分で守るという強い

意志が必要であります。次に重要なことは共助であり、地域で助け合って、地域の皆様の安全を確保することです。そして、最後に必要となるのが公助です。公助とは、市役所や消防などによる情報の提供、避難所の開設や救助活動、支援物資の提供など公的支援のことをいいます。このたびの台風18号の大雨で、住宅地が冠水した福知山市では、早めの避難勧告に合わせ、地域住民が協力して、1人では避難できない高齢者等を被害が出る前に避難所に誘導していたという報道がありましたけれども、自助、共助、公助の三つが互いに連携し一体となることで、初めて被害を最小限にとどめることが可能となります。早期の復旧復興につながるものと考えております。つきましては、市民の皆様、お一人おひとりのもとより、各地域におかれましては、今後とも引き続き防災対応力の強化を図っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本題の提案説明に戻りまして、まず歳出について御説明いたします。

総務課の総務管理費では美祢市役所本庁3階の議事堂屋上につきまして、経年劣化により低下した防水機能を回復するための改修工事に要する経費として468万3,000円を計上いたしております。

次に、商工費では、美祢あきない活性化応援事業補助金として112万4,000円を増額いたしております。これは、市内の商業集積における商店の空洞化を抑制し、商業の振興を図るため、空き店舗の改修費や家賃に対する補助金を交付するもので、本年度の需要額が当初予算に対して上回るため、不足する額を増額するものであります。

続きまして、災害復旧費では8月末の秋雨前線豪雨により被災をした農地、農業施設及び土木施設の復旧に要する経費として、農林施設災害復旧費に145万円を、土木施設災害復旧費の単独災害復旧費、補助災害復旧費に合わせて4,951万7,000円を増額いたしております。

一方、歳入では、国庫支出金、地方交付税、市債を財源として5,677万4,000円を増額いたしております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,677万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,849万6,000円とするものであります。

次に、地方債の補正であります。土木施設補助災害復旧事業債につきまして、限

度額の補正を行っております。

議案第22号は、平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、秋芳地域において実施をする新水源の探査業務に要する経費を増額補正するものであり、資本的支出予算の建設改良費を950万円増額し、資本的支出予算の総額を5億4,127万3,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,820万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額807万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億9,012万4,000円で補填するものであります。

以上、追加提出いたしました報告3件、議案10件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由説明を終わります。

日程第14、報告第1号、平成24年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第15、報告第2号公営企業の平成24年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第16、報告第3号平成24年度美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） お尋ねします。

実施状況のことなんですけど、台湾の台北市に美祢市の交流事務所を開設したということは、これに対して疑問の声もたくさん聞きますが、この中で、この市長の提案の説明の中では、東南アジアを中心とした観光客数を着実に成果を上げておりとありますが、どのぐらい、ちょっと目に見えないんですけど、どうなんですか。この交流事務所開設で何か疑問の声が、本当にいいのと感じて、国内の観光に

力を入れたほうがいいんじゃないのかねとかいうことをよく聞きますが、その成果を教えてくださいませ。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員の御質問ですが、今、台湾の事務所、美祢市ですね、これ、全国で初めて基礎自治体として開設をしたものですね、御承知のとおり。

疑問の声をたくさん聞くというふうにおっしゃいましたけど、後ほどその中身を教えていただきたいと思います。どういう疑問の声があるかですね。

ただいま、台湾なんかに事務所を開いて、国内の観光のほうの開発の確保が大切じゃないかというふうな意図での御質問だったと思いますけれども、もちろん、国内の交流人口、国内の方々をこの美祢市、まあ、秋吉台、秋芳洞を中心としてですね、この地に導き入れていくというのは大変大切なことであって、それは全力を挙げて取り組んでおるといふところですよ。

このことは、前から申し上げておるけれども、今、日本国全体の人口がどんどん減少してきております。交流人口も少なくなっておるといふことで、これは、三好議員御存知だろうけれども、国自体が、東アジア、東南アジアに目を向けて、国外からの観光客を受け入れていこうというのを国策としてもう出しておられます。同様に、山口県もそれを出しておられます。

我々美祢市はそれに先んじる形で動いているという形で、逆を言えば、先日も、私、山本繁太郎知事とこの美祢市でお会いしまして、いろいろそういう話をさせていただきましたけれども、美祢市がやっていることを非常に山本知事も評価をしておられるということで、今後、県としても、美祢市がやっておられることをバックアップしていきたいということを言っておられました。

これは、美祢市が日本ジオパークを目指しておるといふこととも強く関係をしておるといふことです。日本ジオパークたる美祢市を目指して、そのことをもって国内はもとより、国外からもたくさんの方にここに来ていただいて、そのことをもって、この地域の振興に結びつけていこうということですね。

ですから、その細かいデータはですね、例えば、台湾のほうに事務所を設置をして非常に濃密な、今、人のネットワーク、そして、組織のネットワークをつくっていらっしゃいます。三好議員おわかりのようにですね、物事をなそうとしたときには、人と人とのつながり、それから、組織と組織のつながり、こういうものをまずつく



り上げて、その上で結果としていろんな効果、結果が起こってくるということですね。まず、そのことをやっておるということです。

しかしながら、もう既にですね、台湾国内で、ま、日本で言えばJTBに相当するような大きな旅行会社、それから、それに準ずるような旅行会社がですね、美祢市が台湾に事務所を持っておるということで、古川所長が非常に熱い思いを持って動き回っておりますので、向こうで、山口県秋吉台、秋芳洞に来られるツアーを何ツアーも組んでいただいております。ですから、現実的にもう山口県美祢市にそういう方々が入ってきておられるということですね。ま、そのことの御認識をしていただきたいと思います。これは、もう前からお話をしておるとは思いますけれども。

ですから、そのことを認識された上で——今、いろんなたくさんの方の声があるということをおっしゃいました。それは、わからんことはないです。いろいろ新しいことをやろうとしたときには、必ず批判が出てまいりますし、そのことを私は丁寧に議会の場でもいろんな、市報の場でもお伝えをしておるつもりだけれども、なかなか理解ができないということだろうと思います。冒頭申し上げたように、三好議員がですね、そのことをたくさん聞いておるとおっしゃいましたので、私も参考にしたいですから、どういうことを言っておられるのか、どういう思いを持って言っておられるのかも、ちょっと教えていただけると幸せませんが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） ちよつと座ってください。三好議員。

○9番（三好睦子君） 美祢市がお金が多いんじゃないかと。外国に事務所を持ってと。その職員さんの給与というか、出張扱いになつてゐるんじゃない。どのくらい使つてゐるのかねと。出張扱いじゃないのかねと。ちゃんとしたビザをとつて行つてゐるのかとか、そういったやり方とかもどうなつてゐるんじゃないかと。

そして、今、台湾に観光の事務所を持つてゐるけど、本当に台湾の方たちが来てんだらうかということをお聞きします。だから、何人ぐらゐの、成果がどうなんだらうかと思つてゐました。台湾に事務所を持つて大丈夫なのつていう声は聞きます。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、そのときお答えください。

これは、美祢市の一般会計でやつてゐるわけじゃないです。今、私がこの壇上で平成24年度の決算の提案説明をさせていただきましたよね。美祢市の観光事業という

のは合併時に約16億の累積赤字を抱えたまま合併をいたしました。その後、毎年、毎年度毎年度、約2億円から、大体2億円ベース、多いときには、単年度で3億円近い黒字を出していております。ですから、その赤字を着実に解消していらっしゃるということ、これを御理解いただきたい。

そして、今回の事業そのものは、台湾に事務所を出して、その経費につきましては、観光事業でやっておるということです。おわかりですか。ですから、秋吉台、秋芳洞の観光事業の収益も毎年2億円からの黒字を出しています。そのお金をもってこれを行って、そして、さらにお客様をふやして、黒字額をふやしていこうということ、で累積赤字を解消して、その後はですね、さらにこの美祢市内に黒字部分をもって大きな仕事もできるようになると。

ですから、秋芳地域、美東地域はもちろん、この美祢地域もですね、それによっていろんなインフラが整備されてくるし、たくさんのお客さんが来られたときに、ああ、美祢はすばらしいな、という環境も整えていくことができるということですね。そのことを御理解していただきたい。

ですから、そのことを三好議員は頭に入れておいていただいて、そういう疑問とかあったら、こういうことだということで、お話をさせていただくと幸せます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） まだありますか。はい、どうぞ。三好議員。

○9番（三好睦子君） 職員さんの待遇はどうなんでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、台湾事務所のほうには、1人女性が常時勤務をしていただいております。この方がですね、台湾国の中華民国の福岡総領事館にお勤めだったお方が、結婚を機に台湾にお帰りになることになりました。そのときに、台湾総領事の方が、私に、どうか彼女非常に優秀な人間であるし、台湾国内で非常に人脈が豊富な方だから、美祢市が今、台湾と交流を深めていただくのに、非常に台湾として大きな期待を寄せておるんで、彼女を使ってもらえないかということで、私どもの事務所に常勤をしていただいております。台湾でですね、台湾の美祢の事務所に。

そして、所長たる古川所長はですね、こちらの勤務もありますし、台湾での勤務もありますから、その一番重要なときに向うに行く、そしてこちらで整理すべき

ことはこちらで、日本の美祢市で整理すべきことは整理をするという形で動いております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○9番（三好睦子君） 私が聞きたかったのは、その所長さんの待遇なんですけど、その台湾の女性は、まあ、おいとって、所長さんの待遇が出張扱いで、こっちのときはこっち、向こうのときは向こうってなってるんですよね。そのストレスというか、別にその方から聞いたわけじゃありませんよ。その美祢市の職員さんの待遇はどうなんだろうかと思いました。

○議長（秋山哲朗君） もっと大きなことをですね聞いていただきたいと思いますし、そういったことは、古川君も、たしか、今おるんかな、今おるんかな、いない、向こうへ行っちゃる、ああ、こっちにはおるんじゃな。彼もここにまだいますからね、また彼に聞かれたらいいんじゃないかと思いますが。

そのほか、一般の方から言われておる大事なことはないですか。

○9番（三好睦子君） よくまた、今、聞いたことも話して、こうなんじゃけど、どうやろかということも聞いて、また後日機会がありましたら、発表します。意見を言わせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

これより日程第17、議案第13号平成24年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第24、議案第20号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでの質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第27を先議したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第27を先議することに決定しました。

日程第27、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号から議案第20号までの8件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第20号までの8件を審査するため、16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、設置期間は、その審査目的が終了するまでといたします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、副議長及び議員から選出された監査委員を除く16人の議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。議案第13号から議案第20号までについては、議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第20号までについては、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、御報告申し上げます。特別委員会の正副委員長は決まっておりますので、申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に高木法生議員、副委員長に下井克己議員が就任されましたので、御報告申し上げます。

この際、正副委員長より御挨拶の申し出がありますのでお願いをいたします。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長、お願いをいたします。

○決算審査特別委員長（高木法生君） それでは、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、平成24年度決算審査特別委員会の委員長の選任を受けました高木法生と副委員長の下井克己でございます。もとより力はありませんけれども、皆様方の御協力によりまして、慎重なる審査を進めてまいりたいと思います。どうかよろしく御協力のほどお願い申し上げます。よろしくお願いい

たします。

○議長（秋山哲朗君） 日程第25、議案第21号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第22号平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

なお、議員の皆様は、4時から総務企業委員会を、終了後、予算委員会の開催をお願いいたします。

午後3時50分休憩

.....

午後6時20分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第25、議案第21号及び日程第26、議案第22号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務企業委員長（河本芳久君） ただいまより、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第22号平成25年度美祢市水道事業会計

補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしました。その経過と結果について、御報告申し上げます。

執行部より、このたびの補正は、今定例会において議論がありました秋芳地域における水源探査への早期着手について、資本的支出の建設改良費を950万円増額し、秋芳地域水源探査業務委託料の経費に充てるもので、増額の結果、資本的支出の合計を5億4,127万3,000円とするものでございます。

この業務は、渇水期11月から1月の間に行う必要があるため、今回、補正予算として計上するものですとの説明がありました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、今回の950万円の調査費で、どの程度の水源調査が可能なのか、調査箇所はどこになるのかとの問いに対し、執行部より、内容は高密度電気探査という電気探査機を使い調査を行いまして、水脈があるところを調べ、そのうちの目ぼしいところをボーリング調査を行います。それから、水量確認、水質調査等を行います。探査深度は50メートル程度になります。調査箇所につきましては、旧秋芳町のときに調査しているところと、新しいところを含めて、全体で数カ所行いたいと考えておりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、この調査方法は美祢市で実績があるのかとの問いに対し、執行部より、於福町西寺、豊田前町の社会復帰促進センターの2カ所の増補改良のときに探査を行っておりますとの答弁がございました。

次に、委員より、ボーリングの経費はどのぐらいかかるのかとの問いに対し、執行部より、通常は10から15メートル程度のボーリングを考えており、ボーリングの直径にもよりますが、1メートルの掘削で4万から5万程度の直接工事費と、それに係る経費が必要ですよとの答弁がありました。

また、委員より、当初予算で承認した硬度低減化装置設置のための認定の申請書類の作成は、現在停止しているのかとの問いに対し、執行部より、まだ、硬度低減化の方法が決まっておりませんが、申請書自体の作成については、行えるものは継続して行っています。変更申請は秋芳町、美東町、別々に行うこととなりますとの答弁がありました。

また、委員より、美東町だけでも、硬度低減化装置はつくということでもいいのかとの問いに対して、市長より、美東地域そのものが水量が不足しているので、美東

地域の水源探査をする予算をつけております。今回、ブレンド方式の要望があり、秋芳地域の水源探査も行う予定にしています。結果として、一緒の方式になるか、別々の方式になるのかわかりませんが、イニシャルコスト等を考慮して判断するため、いろんなことを調査します。現段階ではどの方式ということとは言えませんとの答弁がありました。

他に、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第21号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第5号）につきまして、委員1名欠席のもとで審査をしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの補正は、災害復旧等緊急性を要する事業実施のため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,677万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,849万6,000円としますとの説明がありました。

次に、質疑について御説明いたします。

委員より、今年度、美祢あきない活性化応援補助金を活用されているのはどちらの地区かとの問いに対し、執行部より、平成25年度の申請件数は1件となっており、これについては美祢地域の大嶺町ですとの答弁がありました。

さらに、委員より、補助金について周知徹底したほうがいいと思うが、どういった周知方法をとっているのかとの質問に対し、執行部より、周知についてはホームページ、広報等で行っています。商工会については、必要な事案があれば直接説明

をお願いしていますとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第25、議案第21号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第22号平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後6時33分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年9月24日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

高木法生

”

高代泰生